



税務情報

2020年度税制改正 — 改正法案成立

3月27日、第201回通常国会において2020年度税制改正法案が可決・成立しました。2020年度税制改正の主な項目は以下のとおりです。

■ 法人課税

- 連結納税制度の見直し(グループ通算制度への移行)
- 連結納税制度からグループ通算制度への移行にあわせた単体納税制度の見直し
- オープンイノベーション促進税制の創設
- 租税特別措置の適用制限の見直し
- 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し
- 交際費等の損金不算入制度の延長と見直し
- 認定特定高度情報通信技術活用設備(5G)投資促進税制の創設
- 電気供給業に係る法人事業税の課税方式等の見直し
- 時価の算定に関する会計基準の導入に伴う見直し
- 企業版ふるさと納税の見直し
- 革新的情報産業活用設備の取得に係る税制(IoT税制)の廃止

■ 国際課税

- 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応
- タックスヘイブン対策税制の見直し
- 外国税額控除制度の見直し
- 過大支払利子税制の見直し

■ 消費税

- 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設
- 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除の見直し

■ 個人課税

- 国外財産調書制度の見直し
- 国外居住親族に係る扶養控除の見直し
- 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設
- 住宅ローン控除特例と居住用財産の譲渡特例の併用の制限

■ 納税環境整備

- 利子税・還付加算金等の特例の割合の引下げ
- 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し

2020 年度税制改正の各項目の概要については、下記のニュースレターでお知らせしています。

- [2020 年度税制改正大綱](#) (2019 年 12 月 20 日)
- [2020 年度税制改正 連結納税制度の見直し\(グループ通算制度への移行\)](#)
(2019 年 12 月 18 日)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.